

## ★ はじめに(注意事項)

- ・画面下の様式名を選択すると、入力する様式を切り替えることができます。
- ・左下の◀をクリックすることで、隠れている様式を表示させることができます。

## ★ 提出書類と各シートの説明

名称	シート名	提出の必要性	書類名	作成者	要領の運用 頁数
参考様式第1号	参1	必要に応じて	参考様式第1号 ○○県における特認基準の制定(変更)について(提出)	都道府県	P35
参考様式第2号	参2	必要に応じて	参考様式第2号 ○○県における特認基準の制定(変更)について(通知)	農林水産省	P36
参考様式第3号	参3	必須	参考様式第3号 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画	市町村	P37
参考様式第4号					
事業計画認定申請	参4_申請	必須	参考様式第4号 多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定[変更の認定]の申請について	農業者団体等	P40
事業計画	参4_申請_事業計画	必須	多面的機能発揮促進事業に関する計画(事業計画)	農業者団体等	P41
別紙様式1					
活動計画(共通1)	参4_別紙様式1①	必須	別紙様式1(共通部分) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書	農業者団体等	P46
活動計画(共通2)	参4_別紙様式1②	必須	別紙様式1(共通部分) 別添1 実施区域位置図	農業者団体等	P49
活動計画(共通3)	参4_別紙様式1③	必須	別紙様式1(共通部分) 別添2 構成員一覧	農業者団体等	P50
活動計画(2号事業様式)	参4_別紙様式1④	(集落協定は)必須	別紙様式1 別紙○ 2号事業様式	農業者団体等	P52
別紙様式2					
農用地の内訳等+集落戦略	参4_別紙様式2①	(集落協定は)必須	別紙様式2 農用地の内訳等及び集落戦略(農用地の将来像)	農業者団体等	P61
集落戦略(集落の将来像)	参4_別紙様式2②	(集落協定は)必要に応じて	別紙様式2 集落戦略(集落の将来像)	農業者団体等	P63
別紙様式3	参4_別紙様式3	(集落協定は)必須	別紙様式3 協定対象施設の管理方法	農業者団体等	P65
別紙様式4	参4_別紙様式4	(集落協定は)必要に応じて	別紙様式4 土地改良通年施行実施計画書	農業者団体等	P66
別紙様式5	参4_別紙様式5	必要に応じて	別紙様式5 農業所得の確認に関する承諾書	農業者団体等	P67
別紙様式6	参4_別紙様式6	(個別協定は)必須	別紙様式6 個別協定 経営規模及び農業所得調査	農業者団体等	P68
別紙様式7	参4_別紙様式7①	(個別協定は)必須	別紙様式7 協定農用地の概要	農業者団体等	P70
農作業受委託契約書	参4_別紙様式7②	(個別協定は)必須	農作業受委託契約書(様式例)	農業者団体等	P71

名称	シート名	提出の必要性	書類名	作成者	要領の運用 頁数
参考様式第5号	参5	必須	参考様式第5号 多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について	市町村	P73
参考様式第6号	参6	必須	参考様式第6号 多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の認定について	市町村	P74
参考様式第7号	参7	必須	参考様式第7号 中山間地域等直接支払交付金所要額調書	都道府県	P75
参考様式第8号	参8	必須	参考様式第8号 交付金支払調書	市町村	P76
参考様式第9号	参9	必須	参考様式第9号 集落協定の協定農用地確認野帳	市町村	P77
参考様式第10号	参10	必須	参考様式第10号 協定農用地確認野帳(個別協定用)	市町村	P78
参考様式第11号	参11	必要に応じて	参考様式第11号 中山間地域等直接支払交付金交付農用地の自然災害における災害復旧計画の提出について	農業者団体等	P79
参考様式第12号	参12	必須	参考様式第12号 現地確認チェックリスト	市町村	P80
参考様式第13号	参13	必要に応じて	参考様式第13号 共用資産管理台帳	農業者団体等	P81
参考様式第14号	参14	必要に応じて	参考様式第14号 機械等利用管理規程	農業者団体等	P82
参考様式第15号	参15	必要に応じて	参考様式第15号 機械等利用簿	農業者団体等	P83
参考様式第16号	参16	必須	参考様式第16号 中山間地域等直接支払交付金交付実績等報告書の提出について	市町村	P84
参考様式第17号	参17	必須	参考様式第17号 中山間地域等直接支払交付金交付実績等報告書の提出について	都道府県	P85
参考様式第18号	参18	必要に応じて	参考様式第18号 令和2年度中山間地域等直接支払交付金早期交付申請書	農業者団体等	P86
別紙	参18_別紙	必要に応じて	参考様式第18号 別紙 申請者の概要、早期交付の基礎となる農用地面積及び交付額、早期交付申請額、交付金の活用方法と早期交付の必要性、誓約事項	農業者団体等	P87
参考様式第19号	参19	必要に応じて	参考様式第19号 令和2年度中山間地域等直接支払交付金早期交付申請承認書	市町村	P88

(参考様式第1号)

番 号  
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿  
(地方農政局長経由)

都 道 府 県 知 事

## 〇〇県における特認基準の制定(変更)について (提出)

このことについて、特認基準を制定したいので中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)の第3の13の(2)に基づき、下記関係書類を添えて提出する。

### 記

- 1 特認基準
- 2 農業生産条件の不利性を示すデータ
- 3 自然的・経済的・社会的条件の不利性を示すデータ

### (記載上の注意事項)

- 1 特認基準は都道府県で制定する特認基準について、特認の必要性、特認基準、特認基準を設定する理由等を記載する。
- 2 農業生産条件の不利性を示すデータには、生産費格差、平地地域に比べ耕作放棄率が高い等の農業生産条件の不利性を示すデータを添付すること。  
ただし、上記の2及び3において、(別記4)の「特認基準のガイドラインについて」に定める基準とする場合は、データを添付する必要はない。

(参考様式第2号)

番 号  
年 月 日

都 道 府 県 知 事 殿  
(地方農政局長経由)

農林水産省農村振興局長

## 〇〇県における特認基準の制定(変更)について (通知)

このことについて、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)の第3の13の(3)に基づき、〇年〇月〇日の中立的な第三者機関での意見聴取を踏まえ、下記のとおり通知する。

### 記

- 1 中立的な第三者機関での検討結果
- 2 調整事項

(参考様式第3号)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（記載例）

〇〇市（区、町、村）

1～4（略）

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

## (記 載 例)

### 1 対象農用地の基準

#### (1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

(特定農山村法等の指定地域を記入)

#### イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地
- (エ) 市町村長の判断によるもの
  - a 緩傾斜農用地
    - (国のガイドラインに基づき指定する場合)
      - (a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地  
一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）
      - (b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合（棚田地域振興法のように該当する地域は除く。）
        - (i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合  
緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）
        - (ii) 土壌条件が著しく悪い場合
        - (iii) その他

(国のガイドラインを参考に市町村が独自に基準を定める場合(例))

- (a) 1/50以上、10度以上の傾斜農用地を対象(棚田地域振興法のみ該当する地域を除く。)
- (b) 市町村長の独自の基準(急傾斜の田に混在している場合の緩傾斜の畑等)
- (c) 緩傾斜農用地をすべて対象(棚田地域振興法のみ該当する地域を除く。)

- b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地(棚田地域振興法のみ該当する地域は除く。)  
急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率:田8%以上、畑(草地含む。)15%以上の農地

(d) ○県知事が地域の実態に応じて指定する地域

## 2 集落協定の共通事項

注1 協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

注2 集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、交付金額のおおむね1/2以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ましい。

## 3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、○○町の○○農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて市町村長が認定する者とする。

## 4 その他必要な事項

上記のほか市町村が、地域の実情に応じて、集落協定に盛り込むべき事項があると判断する場合には、当該事項を記載する。

( 土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換、自己施行の対象工種等必要な事項について、記述するものとする。 )

(参考様式第4号)

番 号  
年 月 日

市町村長

農業者団体等の名称  
代表者の氏名

## 多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定〔変更の認定〕の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項〔8条第1項〕の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

- 1 事業計画
- 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
  - 1号事業（多面的機能支払交付金）
  - 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
  - 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）
- 3 その他
  - 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

### <施行注意>

変更の認定の申請の場合は、〔 〕内の記載に置き換えるものとする。



# 多面的機能発揮促進事業に関する計画

〇〇年〇月〇日

〇〇〇組織

## 1 多面的機能発揮促進事業の目標

### 1. 現況

(例) 本地域は、振興山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいため、これを補正する取組を行うことが必要である。

### 2. 目標

(例) 1を踏まえ、本地域では、機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 2 多面的機能発揮促進事業の内容

### (1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

#### ① 種類（実施するものに○を付すこと。）

1号事業（多面的機能支払交付金）	
<input type="checkbox"/>	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。） （農地維持支払交付金）
<input type="checkbox"/>	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。） （資源向上支払交付金）
<input checked="" type="checkbox"/>	2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
<input type="checkbox"/>	3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）
<input type="checkbox"/>	4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）

#### ② 実施区域

(例) 別添の中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定（以下、「集落協定」という。）「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

### (2) 活動の内容等

#### ② 2号事業

##### 1) 農業生産活動の内容

(例)

・集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載のとおり。

※集落協定に基づく活動を行う場合

・個別協定「（別紙様式6）経営規模及び農業所得調書」の「1 経営規模」に記載のとおり。

※個別協定に基づく活動を行う場合

##### 2) 農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動

(例)

・集落協定「第4 集落マスタープラン」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のため に取り組むべき事項」に記載のとおり。

※ 集落協定に基づく活動を行う場合

・個別協定「（別紙様式7）協定農用地の概要」に記載のとおり。

※ 個別協定に基づく活動を行う場合

### 3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

(例)

- ・集落協定「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。
- ※中山間地域等直接支払のうち集落協定に基づく活動を行う場合
- ・個別協定の認定日から4年経過後の最初の3月31日までの期間。
- ※中山間地域等直接支払のうち個別協定に基づく活動を行う場合

### 4 農業者団体等の構成員に係る事項

(例)

- ・集落協定「(別添2) 構成員一覧」に記載のとおり。
- ※中山間地域等直接支払のうち集落協定に基づく活動を行う場合
- ・個別協定「(別紙様式7) 協定農用地の概要」に記載のとおり。
- ※中山間地域等直接支払のうち個別協定に基づく活動を行う場合

< 施行注意 >

記入内容が集落協定もしくは個別協定と重複する場合は、「2 (1) ②実施区域」、  
「2 (2) 活動内容等」、「3 多面的機能発揮促進事業の実施期間」及び「農業者団体  
等の構成員に係る事項」の記入を省略することも可能とする。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書  
(多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、  
環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

ふりがな	
組織名	
ふりがな	
代表者氏名	
ふりがな	
所在地	

I. 地区の概要 (共通)
---------------

<活動の計画>

<input type="checkbox"/>	II. 1号事業 (多面的機能支払)	別紙○
<input checked="" type="checkbox"/>	III. 2号事業 (中山間地域等直接支払)	別紙○
<input type="checkbox"/>	IV. 3号事業 (環境保全型農業直接支払)	別紙○
<input type="checkbox"/>	V. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙○

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

<施行注意>

提出の際に ( ) 内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

## I. 地区の概要

※ 以下、（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）をそれぞれ（多面支払、中山間直払、環境直払）と一部で表示

### 1. 活動期間

	活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更	計画変更
農地維持支払	年度	年度	年	年度	年度
資源向上支払 (共同)	年度	年度	年	年度	年度
資源向上支払 (長寿命化)	年度	年度	年	年度	年度
中山間地域等 直接支払	年度	年度	年	年度	年度
環境保全型農業 直接支払	年度	年度	年	年度	年度

### 2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積※1	計								遊休農地 面積	年当たり 交付金額 上限	
	田		畑		草地		採草放牧地				
多面支払	a		a		a		/		a	a	円
中山間 直払	a		a		a		a		a	a	円
	傾斜		傾斜		傾斜		傾斜				
農地 面積	環境直払※2								a	円	

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。

※2 環境直払に取り組む場合は、IVの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
		km	km
うち、資源向上支払 (長寿命化)の対象施設	km	km	箇所

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

### 3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおり

### 4. 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

### 5. 全体面積及び多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)
a

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

#### <施行注意>

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書で上段に記載するものとする。

(別添1)

実施区域位置図

組織名称：\_\_\_\_\_

(  1号事業 (多面支払)  2号事業 (中山間直払)  3号事業 (環境直払) )



(別添2)

構成員一覧

年 月 日

役職名	氏名 (代表者名、 団体名)	住所	多面的機能支払		中山間地域等 直接支払			環境保全型農業直接支払	
			分類 番号		分類 記号	年齢 分類 記号	他の市町村で環 境保全型農業直 接支払を実施し ている場合は、 その市町村名を 全て記載		

多面的機能支払分類番号リスト

農業者	個人として参加	1	農業者個人
	団体として参加	2	農事組合法人
		3	営農組合
		4	その他の農業者団体
農業者以外	個人として参加	5	農業者以外個人
	団体として参加	6	自治会
		7	女性会
		8	子供会
		9	土地改良区
		10	JA
		11	学校・PTA
		12	NPO
		13	その他の農業者以外団体

中山間地域等直接支払分類記号リスト

農業者 (人)	A	交付農用地を持つ農業者
	B	交付農用地を持たない農業者
法人	C	農地所有適格法人
	D	特定農業法人
	E	その他法人 (NPO法人、公益法人等)
農業生産 組織	F	機械・施設共同利用組織
	G	農作業受委託組織
	H	栽培協定
	I	その他の組織
その他	J	土地改良区
	K	水利組合
	L	非農業者(人)
	M	その他

年齢分類記号リスト

ア	39歳以下
イ	40～44歳
ウ	45～49歳
エ	50～54歳
オ	55～59歳
カ	60～64歳
キ	65～69歳
ク	70～74歳
ケ	75～79歳
コ	80歳以上

注1: 「多面的機能支払」「中山間地域等直接支払」「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に○印を記入。

注2: 多面的機能支払に取り組む場合は、「分類番号」を分類番号リストの1～13から選択。

注3: 「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において農業生産活動等(多面的機能支払においては、耕作又は養畜)を実施する農業者又は団体である。

注4: 中山間地域等直接支払の場合には、「分類記号」を分類記号リストA～Mから選択するとともに、「年齢分類記号」を年齢分類記号リストのア～コから選

注5: 他の市町村で環境保全型農業直接支払を実施している場合は、その市町村名を全て記載すること。

(別紙○)

2号事業様式  
(中山間地域等直接支払交付金)



## 第1 集落協定の実施体制

### 1 集落協定の管理体制（構成員の役割分担）

役職名等	氏名
代表者	
書記担当	
会計担当	
共同機械担当	
土地改良施設担当	
法面点検担当	

注) 事務作業が一部の者に集中して過大な負担となっていないか、事務作業を担う者への報酬が適正な水準となっているか等について、協定参加者で確認すること。

### 2 集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として指定する者

氏名	実施要領の運用第6の1の(1)のオの役割	活動の対象地区又は施設	活動内容

当該協定における中核的リーダーの協定参加者に占める割合

中核的リーダーの人数 (人)	協定参加者数 (人)	協定参加者に占める中核的リーダーの割合 (%)

注) 協定参加者に占める中核的リーダーの割合は、中核的リーダーの人数を協定参加者数で除した率とする。

## 第2 農用地の管理方法

以下の項目のうち該当項目に○印を記入

該当	内 容
(1) 農用地	
	①耕作者が農作業を継続できなくなった場合には、速やかに農業委員会のあっせんを受ける。
	②農業公社が受託する。
	③集落協定参加者が協定内容に従って管理する。
	④その他 ( )

該当	内 容
(2) 水路・農道等	
	①協定参加者全員で泥上げ、草刈りを行う。
	②集落申し合わせ事項により定期的な除草等の作業を行う。
	③その他 (別途の規約)

第3 協定対象となる農用地  
(基本分)

(単位：m<sup>2</sup>)

項目	協定農用地																
	協定農用地 面積	田				畑				草地				採草放牧地			
		面積	交付基準 (傾斜等)	単価	交付額	面積	交付基準 (傾斜等)	単価	交付額	面積	交付基準 (傾斜等)	単価	交付額	面積	交付基準 (傾斜等)	単価	交付額
協定全体			急傾斜				急傾斜				急傾斜				急傾斜		
			緩傾斜				緩傾斜				緩傾斜				緩傾斜		
			高齢化率・耕作放棄率				高齢化率・耕作放棄率				草地比率の高い草地				特認基準		
			小区画・不整形				特認基準				高齢化率・耕作放棄率				交付対象外(混在地)		
			特認基準				交付対象外(混在地)				特認基準				交付対象外(混在地以外)		
			交付対象外				交付対象外(混在地以外)				交付対象外(混在地)						
											交付対象外(混在地以外)						
計																	

(加算措置に取り組む場合)

1 棚田地域振興活動加算

棚田地域振興活動加算						
面積 (m <sup>2</sup> )				単価 (円/10a)	面積×単価 (円)	加算額 (円)
田 1/20以上	畑 15度以上	田 1/10以上	畑 20度以上			
				10,000		
				9,000		
				14,000		
				13,000		

注1) 単価 (円/10a) は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000円を減じた額とする。

注2) 面積×単価 (円) は、面積 (m<sup>2</sup>) の千分の一の値に単価 (円/10a) を乗じた額とする。

2 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地保全管理加算				
面積 (m <sup>2</sup> )		単価 (円/10a)	面積×単価 (円)	加算額 (円)
田 1/10以上	畑 20度以上			
		6,000		
		5,000		

注1) 単価 (円/10a) は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000円を減じた額とする。

注2) 面積×単価 (円) は、面積 (m<sup>2</sup>) の千分の一の値に単価 (円/10a) を乗じた額とする。

### 3 集落協定広域化加算

集落協定広域化加算								
面積 (㎡)				単価 (円/10a)	面積×単 価 (円)	面積×単価の 計 (円)	上限額 (円)	加算額 (円)
田	畑	草地	採草放牧 地					
				3,000			2,000,000	
				2,000				

注1) 単価 (円/10a) は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000円を減じた額とする。

注2) 面積×単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注3) 加算額 (円) は、面積×単価の計 (円) 及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

#### 複数集落の統合状況

連携した集落名	既協定	対象農用地面積
合計		

注) 第4期対策に取り組んでいた集落は既協定欄に○を記載する。

### 4 集落機能強化加算

集落機能強化加算								
面積 (㎡)				単価 (円/10a)	面積×単 価 (円)	面積×単価の 計 (円)	上限額 (円)	加算額 (円)
田	畑	草地	採草放牧 地					
				3,000			2,000,000	
				2,000				

注1) 単価 (円/10a) は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000円を減じた額とする。

注2) 面積×単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注3) 加算額 (円) は、面積×単価の計 (円) 及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

5 生産性向上加算

生産性向上加算								
面積 (㎡)				単価 (円/10a)	面積×単 価 (円)	面積×単価の 計 (円)	上限額 (円)	加算額 (円)
田	畑	草地	採草放牧 地					
				3,000			2,000,000	
				2,000				

注1) 単価 (円/10a) は、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算については、1,000円を減じた額とする。

注2) 面積×単価 (円) は、面積 (㎡) の千分の一の値に単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注3) 加算額 (円) は、面積×単価の計 (円) 及び200万円のうち、いずれか低い額とする。

第4 集落マスタープラン（必須事項）

1 集落における将来像

集落の目指すべき将来像に○印を記入する（複数可）。

目指すべき将来像	
	①将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築
	②協定の担い手となる新たな人材の育成・確保
	③協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保
	④その他（自由記載）

注）④を選択する場合は将来像を記載。

2 将来像を実現するための目標と活動計画

集落の目指すべき将来像を実現するための活動方策について○印を記入する（複数可）。また、活動方策に対する5年間の活動計画（目標）を記載する。

活動方策	活動計画（目標）
機械・農作業の共同化等営農組織の育成	
高付加価値型農業	
農業生産条件の強化	
担い手への農地集積	
担い手への農作業の委託	
新規就農者等による農業生産	
地場産農産物等の加工・販売	
消費・出資の呼び込み	
共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	
その他（自由記載）	（自由記載）

注）体制整備単価の取組を行う協定については、第8との整合を図ること。

第5 農業生産活動等として取り組むべき事項

1 農用地に関する事項

以下の項目から1項目以上（2で管理の対象とする水路・農道等が、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、2項目以上）を選択する。

- 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一。

該当	具体的に取る行為
	①耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。
	②既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧、畜産的利用又は林地化を行う。
	③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。
	④農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。
	⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。
	⑥限界的農地については、林地化等(そのための買い上げを含む。)を行う。
	⑦作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。
	⑧協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手（認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等）を確保する。
	⑨集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。
	⑩その他（土地改良事業、災害復旧及び地目変換（田から畑等へ）等）

2 水路・農道等の管理方法（①②について該当する取組に○印を記入（複数可））

具体的に取る行為	
①水路	ア) 水路清掃（ ）、イ) 草刈り（ ）、ウ) その他（ ）
②農道	ア) 簡易補修（ ）、イ) 草刈り（ ）、ウ) その他（ ）
③その他	

- 3 多面的機能を増進する活動として以下の項目から1項目以上選択し、実施する。  
以下の項目のうち該当項目に○印を記入する。

該 当	具 体 的 に 取 り 組 む 行 為
	①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
	②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。
	③景観作物を作付ける。
	④土壌流亡に配慮した営農を行う（等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽）。
	⑤体験民宿を実施する（グリーン・ツーリズム）。
	⑥魚類・昆虫類の保護を行う（ビオトープの確保）。
	⑦冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。
	⑧粗放的畜産を行う。
	⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。
	⑩その他（ ）

注) 法律で義務づけられている行為及び国庫補助事業の補助対象として行われる行為以外のものを1つ以上選択。

注) 上記1～3で定めた共同取組活動を行う際は、作業安全対策の観点から、以下の点に努めること。

- ・ 作業環境の点検（作業前の危険箇所の確認・共有、機器の定期点検等）
- ・ 共同取組活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機等）の安全な使用に関する取組の実施（研修・講習の開催又は参加等）

第6 促進計画の「その他促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項」により規定すべき事項

--

第7 交付金の使用方法等

- 1 交付金は、集落を代表して\_\_\_\_\_が市町村より受け取る。
- 2 次の通り支出する。

	項 目	交付金使途の内容(項目)	金 額
共同取組活動	①役員等の各担当者の活動に対する経費		
	②農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動に対する経費		
	③水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費		
	④農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費		
	⑤毎年の積立額又は次年度への繰越予定額	3のとおり	



3 交付金の積立・繰越に係る計画

① 交付金の積立

(ア) 積立計画

	年度	年度	年度	年度	年度
積立予定額					
積立累計額					

(イ) 取り崩し予定等

- 取り崩し予定年度：\_\_\_年度（協定期間内）
- 取り崩し予定年度における積立累計額：\_\_\_\_\_円
- 使途：\_\_\_\_\_に要する経費（具体的に記入）

② 次年度への繰越

- 繰越予定年度：\_\_\_年度（当該年度の翌年度）
- 繰越予定額：\_\_\_\_\_円
- 使途：\_\_\_\_\_に要する経費（具体的に記入）

4 次のとおり支出する。

個人配分分	金額
	(配分割合： _____%)

【体制整備単価の場合に使用】

第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（体制整備単価交付必須事項）  
集落戦略を作成する。

該当	取り組むべき事項
	別紙様式2に定める集落戦略を令和6年度までに作成する。

【加算措置の場合に使用】

第9 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置必須要件）

次の活動のうち集落として取り組む項目に○印を記入するとともに、取組期間、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該 当	項 目	取組期間	現 状	達成目標
	①棚田地域振興活動加算	年度～ 年度		
	②超急傾斜農地保全管理加算	年度～ 年度		
	③集落協定広域化加算	年度～ 年度		(人材の確保後記入) 氏名等 ○○ ○○
	④集落機能強化加算	年度～ 年度		
	⑤生産性向上加算	年度～ 年度		

注1) 現状は、取組期間の開始年度における地域の現状を記載する。

注2) 達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた定量的な目標を記載する。なお、②については、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた目標を記載する。



上記表は以下の表に従って記載するものとする

項目		概要		
(1) 農用地の内訳等	①複数の加算の交付を受ける場合の加算を適用する順序	右の選択肢より記入	棚田地域振興活動加算 超急傾斜農地保全管理加算 集落協定広域化加算 集落機能強化加算 生産性向上加算	
	②農業生産活動等の体制整備の取組（集落戦略の作成）の有無	該当するものに○を記入		
	③現況	地域区分	右の選択肢より記入	通常地域（8法内）
				通常地域（8法以外で棚田法の交付対象農用地）
		特認地域		
		一団の農用地名	一団の農用地名を記入	
		団地名	団地名を記入	
		地番	地番を記入	
		地目	右の選択肢より記入	田
				畑
				草地
				採草放牧地
	面積(㎡)	面積を記入		
	交付基準（傾斜等）	右の選択肢より記入	急傾斜	
			緩傾斜	
			小区画・不整形	
			草地比率の高い草地	
高齢化率・耕作放棄率				
特認基準				
	交付対象外（混在地）			
	交付対象外（混在地以外）			
	協定に含めない管理すべき荒廃農地			
棚田地域振興農地のうち超急傾斜農地	該当する農用地に○を記入			
④基礎・体制整備単価	10a当たりの単価(円)	基礎・体制整備単価の10a当たりの単価を記入		
	交付額(円)	基礎・体制整備単価の交付額を記入		
⑤加算の適用	第1～第5順位加算	定めた加算の順位に基づき、該当する加算に○を記入		
⑥農用地の管理	農用地の現況	右の選択肢より記入	耕作地	
			維持管理農用地	
			荒廃農地	
			限界的農用地	
			被災地	
	土地改良通年施行実施農用地			
	その他（具体的に記入）			
	具体的活動内容	農用地での活動内容を記入		
⑦管理者		農用地の管理者を記入		
⑧個人配分を受ける所得超過者の引受地		該当するものに○を記入（別紙様式7と整合を図る）		
(2) 集落戦略	農用地の将来像（6～10年後を想定して記入）	該当するものに○を記入		

## 2. 集落戦略（集落の将来像）

### 2-1 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状（複数可）

集落の現状	担い手の詳細
担い手等が確保できており、耕作を継続していく	
	農業者（協定内）【具体名：〇〇】 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名：〇〇】 農業者（協定外）【具体名：〇〇】 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）【具体名：〇〇】
担い手等が確保できているが、全ての委託希望は受けられない	
	農業者（協定内）【具体名：〇〇】 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定内）【具体名：〇〇】 農業者（協定外）【具体名：〇〇】 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）【具体名：〇〇】
担い手等が確保できていない	
耕作を継続していきたいが、耕作条件の悪い農地がある	
耕作を継続していきたいが、農業所得が低い	
耕作を継続していきたいが、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている	
鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退している	
集落の自治（コミュニティ）機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている （具体的に記載） 具体的内容：〇〇～	
その他（自由記載）	

### 2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性（複数可）

対策の方向性	担い手の詳細
耕作放棄の懸念はなく、集落の課題もないことから、対策は不要	
協定内で担い手を育成・確保	
	農業者 農地所有適格法人、農業生産組織等 新規就農者
協定外で担い手を確保	
	農業者（協定外） 農地所有適格法人、農業生産組織等（協定外）
基盤整備等により耕作条件を改善	
農産物の高付加価値化により所得の向上を図る	
新たな作物の導入により所得の向上を図る	
省力化技術の導入や外注化等により労働負担の軽減を図る	
耕作継続が困難な農用地の林地化	
放牧利用による農用地の管理	
鳥獣被害防止対策の実施	
集落の自治（コミュニティ）機能の強化	
その他（自由記載）	

2-3 具体的な対策に向けた検討（複数可）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

検討を要する事項	
	特に懸念はなく、協定参加者で実施していく
	協定参加者だけでは検討が困難であり、外部（市町村・都道府県を含む）からの助力を得たい
	他の協定との広域化を考えたい
	中山間地域等直接支払交付金の加算措置を活用したい
	対策に活用可能な補助事業等を紹介してほしい
	その他（自由記載）

2-4 今後の対策の具体的な内容及びスケジュール（決まり次第記載）

※「2-2 集落の現状を踏まえた対策の方向性」で「対策は不要」とした場合は、記載不要

--

2-5 農業生産活動等の継続のための支援体制

（第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制）

第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のための支援体制	
	農地所有適格法人が支援する【具体名：〇〇】
	J Aが支援する【具体名：〇〇】
	集落営農組織が支援する【具体名：農林水産営農法人】
	農業者が支援する【具体名：〇〇】
	協定参加者で役割分担しつつ、農用地の維持管理を行う
	その他（自由記載）

※上記の支援体制によってもなお、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、集落協定代表者は、速やかに市町村、農業委員会等に当該農用地に対する利用権の設定等又は農作業受委託の斡旋等を申し出ることとする。

※結果として、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、当該農用地分のみ、交付金の返還が必要（本人の病気や高齢化、家族の病気など、不可抗力等の場合は交付金の返還は免除）。

## 協定対象施設の管理方法

区 分	施 設	管理作業者	管理方法等	管理作業の 代 表 者
用水路	(水路の延長： m)			
排水路	(水路の延長： m)			
道 路	(農道の延長： m)			

## 令和 年度土地改良通年施行実施計画書

事業名 (工期)		都道府 県名		関係市町村名	郡	町	地区名									
通 年 施 行 実 施 計 画	区 分	年度工事実施予定区域			工事計画期間及び稲作期間											
		実施 面積 (ha)	うち対 象農用 地面積 (ha)	うち土地改良 通年施行面積(ha)	令和 年									令和 年		
	4月				5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	区 分															
	工区															
工区																
工区																
工区																
計																

注1) 工区の区分は、区画整理その他面的工事に係る通年施行区域の計画発注工区によるものとする。

注2) 対象農用地面積は、中山間地域等直接支払交付金実施要領第4の2の対象農用地の面積をいう。

注3) 土地改良通年施行面積は、集落協定等に記載された面積とする（なお、現況の各筆ごとの識別が可能な図面（1/1,000～1/5,000程度）に通年施行区域を赤色で表示したものを添付すること。）。



## 農業所得の確認に関する承諾書

住 所	氏 名 (農 業 者)

注1) 「農業所得の確認に関する承諾書」は、実施要領第6の1に基づき、交付金の交付の対象となる者を確認するために市町村が行う必要な調査において、農業者から農業所得に関する情報の提供、市町村が保有する所得に関する関係書類の閲覧及び関係機関への照会の承諾を得ることが目的であり、様式についてはこの限りではない。

注2) 承諾のない場合は、交付金の交付の対象者となることが確認できないため、本交付金の実施ができない場合がある。

注3) 対象者は、個人又は一戸一法人で、協定に位置づけられている農用地の管理を行っている者。

## 個 別 協 定 経営規模及び農業所得調書

### 1 経営規模

(単位：a)

地 目	自己所有地	借入面積	計
田			
畑			
草 地			
計			A
採草放牧地			

注) 借入面積には受託面積(基幹3作業)を含む。

### 2 農業従事者一人当たりの農業所得

(単位：円)

農業所得①	農業従事者②	①/②

注1 農業従事者一人当たりの農業所得は以下のとおり算定する。

(確定申告に基づく農業所得+専従者給与額-負債の償還額) / 農業従事者数

当該農業者が生産組織、農地所有適格法人等の構成員であり、当該生産組織、農地所有適格法人等から給与額又は役員報酬等を受けている場合は、上記農業所得に当該給与額又は役員報酬等を含めるものとする。

(1) 負債の償還額は実施要領の運用第6の1の(1)のイの(ア)による。

(2) 農業従事者数は実施要領の運用第6の1の(1)のイの(イ)により換算する。

注2 農業所得調書には、農業所得額を証明する書類を添付する。

【加算措置の場合に使用】

3 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置必須要件）

次の活動のうち取り組む項目に○印を記入するとともに、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該当	項目	取組期間	現状	達成目標
	超急傾斜農地保全管理加算	令和 年 度～ 令和 年 度		

注1) 現状は、取組期間の開始年度における地域の現状を記載する。

注2) 達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた目標を記載する。

## 協定農用地の概要

【市町村名：  】

交付対象者の氏名・名称	字	地番	地目	傾斜度	面積	10a当たりの単価	交付額	設定権利等	農用地の管理		設定権利者等名(出し手)	始期	終期	契約年月日	交付金の使用方法	
									農用地の現況	具体的活動内容						

## 【個別協定の場合】

注1) 一団の農用地すべてを耕作する場合及び別紙様式6の経営規模のAが都府県にあつては3ha以上、北海道にあつては30ha以上(草地では100ha以上)の経営の規模を有している場合は、自作地も記入する。但し、農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合は除く。

注2) 注1の農業従事者一人当たりの農業所得は、別紙様式6の2の注書きにより算出する。

注3) 注1の但し書きに該当する者は引受地のみを記入。

注4) 使用方法には、受託者(個別協定の申請者)の受取額及び受取割合を記入すること。

## 【集落協定の場合】

注1) 農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る場合にあって、集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として指定された者において、引受地に対して交付される交付額を個人配分に充てる場合に記入。

注2) 注1に該当する者の個人配分に充てる引受地のみを記入。

注3) 使用方法には、受託者(注1に該当する者)の受取額を記入。

## 協定農用地の概要

注1 農地又は採草放牧地について、所有権移転、賃借権等を設定した場合は、農地法第3条の規定に基づく許可書又は農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の市町村公告の写しを添付のこと。

2 農作業受委託の場合は、別添契約書様式例を参考に契約書を作成し、その写しを添付のこと。

3 申請者の居住する市町村以外に存する農用地について、利用権の設定等を行っており、当該農用地の存する市町村の長に申請書を提出している場合は、当該申請書の写しを添付すること。

## 農作業受委託契約書（様式例）

受託者及び委託者は、この契約書の定めるところにより農作業受委託契約を締結する。この契約書は、2通作成して受託者及び委託者がそれぞれ1通所持する。

令和 年 月 日

受託者（以下「甲」という。）

（住所）

（氏名）

委託者（以下「乙」という。）

（住所）

（氏名）

### 1 農作業受委託の内容

甲は、この契約書に定めるところにより乙により、別表に記載する農作業を受託し、善良なる管理者の注意をもって農作業を実施するものとする。

乙は、甲が農作業を円滑に行えるよう作付けに十分な配慮をする。

### 2 受託料の支払方法

乙は、別表に記載された農作業に対して、同表に記載された金額の受託料を同表に記載された方法により甲に支払う。

### 3 契約の変更

契約事項を変更する場合には、甲、乙合意の上、その変更事項をこの契約書に明記する。



(参考様式第5号)

番 号  
年 月 日

農業者団体等の名称  
代表者の氏名 殿

市町村長

## 多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について

◇年◇月◇日付け多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請についてをもって申請のあったこのことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき認定する。

(参考様式第6号)

番 号  
年 月 日

農業者団体等の名称  
代表者の氏名 殿

市町村長

## 多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の認定について

◇年◇月◇日付け多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の認定の申請についてをもって申請のあったこのことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき認定する。



(参考様式第7号)

番 号  
年 月 日

地方農政局長 殿

都道府県知事

## 令和 年度中山間地域等直接支払交付金所要額調書

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号構造改善局長通知)第14の2の規定に基づき、下記項目について提出する。

### 記

- (1) 集落協定の概要
- (2) 協定農用地の基準別の面積
- (3) 集落協定締結数、個別協定締結数及び各集落等への交付金所要額

(参考様式第 8 号)

交 付 金 支 払 調 書

( 年 月 日 交付)

番号	支 払 先		交付対象 面 積	交付額	振込先	摘 要
	住 所	氏 名				
			m <sup>2</sup>	円		
計						

(参考様式第9号)

令和 年度集落協定の協定農用地確認野帳

所在地		協定名(団地名)	
現地確認者		立会人	
現地確認日	令和 年 月 日	交付の適否	適 否

協定農用地について、下記のとおり相違ないことを確認しました。

記

1 協定農用地

地番	地目	活動形態	農用地の管理状況の適否等		摘要
			耕作	維持管理	
		耕・維	適 否 ( 放・転 ) 免	適 否 ( 放・転 ) 免	
		耕・維	適 否 ( 放・転 ) 免	適 否 ( 放・転 ) 免	
		耕・維	適 否 ( 放・転 ) 免	適 否 ( 放・転 ) 免	
		耕・維	適 否 ( 放・転 ) 免	適 否 ( 放・転 ) 免	
		耕・維	適 否 ( 放・転 ) 免	適 否 ( 放・転 ) 免	

2 協定に含めない荒廃農地の管理

地番	管理状況の適否	摘要
	適 否 ( )	
	適 否 ( )	

3 水路・農道等の維持管理

施設名	管理状況の適否	摘要
	適 否 ( )	
	適 否 ( )	

4 多面的機能を増進する活動

具体的に取り組む行為	活動状況の適否	摘要
	適 否 ( )	
	適 否 ( )	

注1) 協定ごとに作成する(団地数が多い場合には、必要に応じて団地ごとに作成する。)

注2) 1の表の「活動形態」欄の「耕」は耕作、「維」は維持管理農用地を示す。

注3) 1の表の「農用地の管理状況の適否等」は、「活動形態」欄に従い、「耕作」及び「維持管理」の農用地とに区別し、管理状況の適否等を判定する。

その際、適切に行われている場合は「適」、耕作放棄及び農地転用が行われた場合は「否」(放・転)、免責事由に該当する場合は「免」とする。

注4) 2、3の表の「管理状況の適否」欄の( )には、否と判定した理由を具体的に記入する。

注5) 4の表の「活動状況の適否」は、「具体的に取り組む行為」欄記載のとおり実施されているかどうかを確認する。( )には、否と判定した理由を具体的に記入する。

(参考様式第10号)

令和 年度協定農用地確認野帳（個別協定用）

交付対象者の氏名・名称		現地確認日	令和 年 月 日
現地確認者	立会人		交付の適否 適 否

協定農用地について、下記のとおり相違ないことを確認しました。

記

土地の所在地	地番	地目	活動形態 耕・維	設定権利等 の種類	始期	終期	契約 年月日	農用地の管理状況の適否等	
								耕作 適否(移・解・放・転)免	維持管理 適否(移・解・放・転)免

- 注1) 協定ごとに作成する。
- 注2) 「活動形態」欄の「耕」は耕作、「維」は維持管理農用地を示す。
- 注3) 「契約年月日」欄は、賃借権の設定、農作業受託契約等は契約年月日を、所有権移転については農地法第3条の許可又は農用地利用集積計画の公告のあった日を記入する。
- 注4) 「管理の状況の適否等」は、「活動形態」欄に従い、「耕作」及び「維持管理」の農用地とに区別し、管理状況の適否等を判定する。  
 その際、適切に行われている場合は「適」、不適切な場合は「否」、免責事由に該当する場合は「免」とする。  
 なお、「否」と判定した場合の「移」は第三者への所有権移転又は賃借権設定、「解」は賃貸借契約又は作業受委託契約の解除、「放」は耕作放棄又は維持管理が不適切、「転」は農地転用を示す。

(参考様式第11号)

番 号  
年 月 日

市町村長 殿

集落協定代表者  
(個別協定申請者)

中山間地域等直接支払交付金交付農用地の自然災害における災害復旧計画の提出について

○年○月○日に自然災害を受けた交付農用地について、下記のとおり災害復旧計画を作成したので提出する。

なお、○○協定は、災害復旧計画に基づき速やかに交付農用地の復旧を図り、農業生産活動を継続していく考えであることを申し添える。

記

災害復旧計画

集落協定又は個別協定名		協定	交付農用地面積		h a
被災状況	災害名及び被災年月日	※ 年 月 日	復旧工事 工期(予定)	年 月 日 ~ 年 月 日	
	被災農用地面積		h a	復旧農用地面積	h a
	被災協定対象施設名	被災状況	復旧協定対象施設名		

※ 例：台風○号による△△水害  
梅雨前線豪雨による△△土砂災害 等

(参考様式第12号)

現地確認チェックリスト

(注) 確認野帳の記の1から4について、該当する対象行為等に係る各項目を現地見回り又は関係資料等の方法により確認した上で、確認野帳に必要事項を記入するものとする。

1 対象農用地について（協定農用地ごとに確認）

- ① 農地について、適切に耕作又は維持管理がなされている。  
 はい  いいえ
- ② 実施された活動が協定に定められている活動と一致している。  
 している  していない
- ③ 活動が実施された箇所、回数、参加者数が活動日誌等から確認できる。  
 できる  できない

2 協定に含めない荒廃農地について（農用地ごとに確認）

- ① 実施された活動が協定に定められている活動と一致している。  
 している  していない
- ② 活動が実施された箇所、回数、参加者数が活動日誌等から確認できる。  
 できる  できない
- ③ 活動が実施された箇所は、活動が行われた結果、適切な状態であること。  
 できる  できない

3 水路・農道等の管理について（施設ごとに確認）

- ① 実施された活動が協定に定められている活動と一致している。  
 している  していない
- ② 活動が実施された箇所、回数、参加者数が活動日誌等から確認できる。  
 できる  できない
- ③ 活動が実施された箇所は、活動が行われた結果、適切な状態であること。  
 できる  できない

4 多面的機能を増進する活動について（活動ごとに確認）

[活動内容 ]

- ① 実施された活動が協定に定められている活動と一致している。  
 している  していない
- ② 活動が実施された箇所、回数、参加者数が活動日誌等から確認できる。  
 できる  できない
- ③ 活動が実施された箇所は、活動が行われた結果、適切な状態であること。  
 できる  できない



(参考様式第14号)

機械等利用管理規程

- 第1条 ○○集落組合（以下「組合」という。）が導入した機械及び施設（以下「機械等」という。）の管理及び運営は、この規定に定めるところによる。
- 第2条 機械等の管理責任者は組合長とする。ただし、組合長が代行者を置くことができる。
- 第3条 機械等の利用料金は○○とする。ただし、組合員以外の者が利用する場合はこの限りではない。
- 第4条 機械等を利用するに当たり、使用者は、次のことに同意するものとする。  
（1）消耗品及び燃料等は使用者が用意すること。  
（2）使用後は、清掃及び点検整備を行ってから返却すること。  
（3）故障を発見したとき又は故障を起こした時は、直ちに管理責任者へ報告すること。  
（4）機械等の使用中の事故について、組合は一切の責任を負わないこと。
- 第5条 管理責任者は、機械等の適切な維持管理のため、次の諸帳簿を備え、適宜記帳するものとする。  
（1）共用資産管理台帳  
（2）機械等利用簿  
（3）機械管理簿
- 第6条 この規定に定めのない事項については、組合長が関係者と協議する等して対応し、その結果を役員会に報告するものとする。



(参考様式第15号)

機械等利用簿

使用者氏名							
借受機種							
借受・返却月日	令和	年	月	日	時	分	借受
	令和	年	月	日	時	分	返却
実動日数	令和	年	月	日			日
	令和	年	月	日			日
	令和	年	月	日			日
	合 計						日
点 検	使用前	異常項目			有・無		
	使用后	異常項目			有・無		
給 油							リットル
備 考							

※注意事項

- (1) 消耗品及び燃料等は使用者が用意してください。
- (2) 使用後は、清掃及び点検整備を行ってから返却してください。
- (3) 故障を発見したとき又は故障を起こした時は、直ちに管理責任者へ報告してください。
- (4) 機械等の使用中の事故等は、使用者の責任となり、組合は一切の責任を負いませんので充分注意してください。

(参考様式第16号)

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長名

〇〇年度中山間地域等直接支払交付金交付実績等報告書の提出について

このことについて、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）の第11及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）の第15の1の規定に基づき、下記項目について報告する。

記

- (1) 集落協定の概要
- (2) 協定農用地の基準別の面積
- (3) 集落協定締結数、個別協定締結数及び各集落等への交付実績
- (4) 農業生産活動等の実施状況
- (5) 農業生産活動等の体制整備の実施状況

(参考様式第17号)

番 号  
年 月 日

地方農政局長  
(北海道にあつては農村振興局長、  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長事務局長) 殿

都道府県知事

〇〇年度中山間地域等直接支払交付金交付実績等報告書の提出について

このことについて、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）の第11及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）の第15の2の規定に基づき、下記項目について報告する。

記

- (1) 集落協定の概要
- (2) 協定農用地の基準別の面積
- (3) 集落協定締結数、個別協定締結数及び各集落等への交付実績
- (4) 農業生産活動等の実施状況
- (5) 農業生産活動等の体制整備の実施状況

(参考様式第18号)

番 号  
年 月 日

市町村長 殿

農業者団体等の名称  
代表者の氏名

令和2年度中山間地域等直接支払交付金早期交付申請書

このことについて、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）の第15及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）の第18に基づき、別紙のとおり申請する。

(別紙)

1. 申請者の概要

ふりがな	
組織名	
ふりがな	
代表者氏名	
ふりがな	
所在地	

2. 早期交付の基礎となる農用地面積及び交付額  
(基本分)

(単位：㎡)

区分	早期交付の基礎となる農用地面積	田			畑			草地			採草放牧地		
		面積	単価	交付額	面積	単価	交付額	面積	単価	交付額	面積	単価	交付額
急傾斜	( )	( )	16,800		( )	9,200		( )	8,400		( )	800	
緩傾斜 (急傾斜以外)	( )	( )	6,400		( )	2,800		( )	2,400		( )	240	
草地比率の高い地域	( )	/	/	/	/	/	/	( )	1,200		/	/	/
計	( )	( )	/	(a)	( )	/	(b)	( )	/	(c)	( )	/	(d)

注1) 面積欄上段(〇)内に、令和元年度の交付面積を転記してください。

注2) 面積欄下段に、令和2年度に早期交付を希望する額の基礎となる農用地面積を記入してください。ただし、記入する農用地面積は、令和元年度の交付面積に0.5を乗じた面積を上限とし、令和2年事

業計画に基づき最低限取り組むことが見込まれる面積に0.5を乗じた面積とします。

注3) 交付額欄に、注2)で記入した農用地面積及び単価より、令和2年度に早期交付を希望する額を記入し

3. 早期交付申請額

\_\_\_\_\_ 円 (= a+b+c+d)

4. 交付金の活用方法と早期交付の必要性

誓約事項

令和2年度において、早期交付を受けた交付金を有効に活用するとともに、事業計画の作成及び計画に基づく活動に取り組むことを誓約します。

市町村長殿

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

(参考様式第19号)

番 号  
年 月 日

農業者団体等の名称  
代表者の氏名 殿

市町村長

令和2年度中山間地域等直接支払交付金早期交付申請承認書

◇年◇月◇日付け令和2年度中山間地域等直接支払交付金早期交付申請書をもって申請のあったこのことについて、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）の第18の2の規定に基づき承認する。